別紙

今シーズンのインフルエンザ・新型コロナ等の急性呼吸器感染症対策について

項目		対策
情報収集	サーベイランス	次の項目について実施 ①サーベイランス ・県内29ヶ所の急性呼吸器定点医療機関より急性呼吸器感染症・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症患者の報告を受け、流行動向を把握。 ・その他の急性呼吸器感染症のうち、定点報告感染症は小児科定点・基幹定点からの報告、全数報告感染症は各医療機関からの報告により流行動向を把握。 ②インフルエンザ様疾患発生報告(学校サーベイランス) ・学校、幼稚園等より臨時休業等の状況報告や感染症情報収集システムにより学校等におけるインフルエンザの流行状況等の把握、感染拡大を探知する。 ③クラスターサーベイランス ・社会福祉施設等より集団発生(1週間に10名以上、利用者の半数以上等)の状況報告を受け、施設等におけるインフルエンザ・新型コロナ等の流行状況等の把握、感染拡大を探知する。(※国への報告はなし) ④インフルエンザ・新型コロナ入院サーベイランス ・基幹定点医療機関(県内5ヶ所)より重症の指標となる入院時の医療対応等について週単位で報告を受け、インフルエンザ・新型コロナによる重症者の発生動向や病原性の変化を把握。 (参考) 感染症情報収集システム ・学校や幼稚園、保育園等の出席停止、欠席者についての情報を収集、還元するシステム
感染防止	疫学調査	集団感染事例などに対して、必要に応じて保健所が疫学調査を実施し、感染拡大防止策、発症時の早期受診等を指導。
	学校等の対応	各学校において、学校保健安全法に基づき、臨時休業、出席停止等のインフルエンザ・新型コロナ等の対応を行う。 (参考)学校感染症 2種(インフルエンザ) 出席停止 学校:発症後五日を経過し、かつ解熱後二日を経過するまで 幼稚園:発症後五日を経過し、かつ解熱後三日を経過するまで
医療提供	相談窓口	感染症一般の相談窓口で対応 (鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所及び県庁感染症対策センター)
	診療体制	①外来診療体制 インフルエンザ等の診療を行うすべての医療機関で発熱等の症状のある方の診療・検査を行う。 ②入院診療体制 入院可能な医療機関で受け入れ
	ワクチン	インフルエンザ及び新型コロナについて、予防接種法における定期接種(B類)によるワクチン接種。 その他の者は任意接種。 ※13歳以上の方は、原則、1回接種。 【定期接種(B類)対象者】 ①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極度に制限される程度の 障害を有する者等
情報提供	広報	【マスコミ対応】 原則、感染症公表マニュアルにより公表 ・感染症週報(県感染症情報センター) ・集団発生(施設内で1週間に10名以上、又は利用者の半数以上の発生事例等) ・学校等の臨時休業 ・死亡、重症化事例(特に公表が必要と認められるもの) 【注意報、警報等の発令】 ・インフルエンザは注意報及び警報発令基準を超えた場合、新型コロナは注意レベルや警戒レベルを超えた場合に発令等し、マスコミへ情報提供 [インフル] 注意報:10名、警報:30名(週・定点当たり患者数) [新型コロナ] 注意レベル:10名、警戒レベル:20名(週・定点当たり患者数) 【県民向け広報】 ・新聞広告等広報媒体による広報を実施。 ・啓発チラシを作成、関係機関へ配布。